平成３０年（フ）第６６９号
横浜市保土ケ谷区和田１丁目９番１号
破産者　芝　　良智
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３２号
神奈川県足柄上郡大井町金子3068番地１　アビーロードＢ　101、前住所神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目９番13～202号
破産者　植田　夕子
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４１５号
岐阜県各務原市各務おがせ町９丁目96番地
破産者　竹ノ内洋一
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第８５９号
名古屋市緑区桃山２丁目150番地　第５ヒルハイツ桃山207号
破産者　辻　　省一
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３１７号
名古屋市守山区森孝２丁目225番地　猪子石社宅216
破産者　岸本　　勲
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５号
愛知県知多市寺本台３丁目８番地の８
破産者　菅　めぐみ（旧姓玉城）
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８８号
愛知県東海市富貴ノ台１丁目40番地　グリーンハイツⅡ（203号）
破産者　ヤマダ建設こと　山田　直弘
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２０４号
愛知県愛西市稲葉町米野222番地１
破産者　木川　弘康
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２８２号
名古屋市熱田区玉の井町９番25号
破産者　松永　清仁
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７７２号
神戸市垂水区本多聞７丁目２番１―1209号、開始決定時の住所神戸市垂水区福田４丁目４番17―201号
破産者　前田　　耕
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３号
兵庫県三田市狭間が丘３丁目16番地15
破産者　ＭＵＯＮ　ＰＡＫＵこと朴武彦こと新川　武彦
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６２号
神戸市北区西大池２丁目９番201―104号
破産者　油谷　高志
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
高知県須崎市大間本町15番８号
破産者　岡　　一男
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第４号
高知県須崎市大間本町15番８号
破産者　岡　　千代
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

平成３０年（フ）第２３号
長崎県長崎市松山町６番４―205号
破産者　金光　哲郎
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３２号
長崎県長崎市上小島２丁目８番30号
破産者　海林　松美
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
北海道旭川市旭町２条10丁目128番地の229　レガーロ101
破産者　関口　　渡
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３号
北海道旭川市永山12条３丁目２番18号　フレンドリーＶ　Ｃ　108号室
破産者　熊谷　輝夫
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部